

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

新年号 今年はどんな年

平成25年1月12日

久納公認会計士事務所

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

さて、今回のFAXニュースは例年通り、干支と過去の出来事からどのような年になるかを推測してみます。ちなみに今年の干支は**癸巳（みずのと・み）**となります。

「癸」と「巳」の意味

まず「**癸（みずのと）**」ですが、十干の最後で、甲（きのえ）から始まった10年が一巡する年になります。「癸」は「揆」であり、「物事をはかる」の意味となります。物事を測るには標準原則が必要で、それゆえ「則（のり）」、「道」の意味ともなります。そこで「癸」の意味するところは、筋道を立ててはかる、考える、処理するということにもなります。

また「癸」は象形文字として四方に刃の突き出た「三峰矛」を示しています。それゆえ周囲を一掃し、なぎ倒し、「均（なら）す」という意味も含まれているようです。

次に**巳（み）**ですが、音は「し」です。巳という字は、己（き、おのれ）、巳（し）と似ていますが、別の字になります。巳は動物の象形文字で、今まで冬眠していた蛇が春になって、ぼつぼつ冬眠生活を終わって地表に這い出す形を表しています。

また、癸巳という年は「甲子」から始まる60年のちょうど半分が経過する中間の年になりますので、今後30年のための大転換の年となるというようなことも予想されます。

このようなことから、癸巳の年はこれまで表に出ていなかったことが、表面に現れ、筋道をたてて処理し、それがかなわなければなぎ倒してでも一掃するという転換の年と考えられます。それでは、過去の癸巳の年を見ていくことにします。

1953年の出来事

この年はいわゆる「バカヤロウ解散」と「スターリン暴落」のあった年です。また、風水害が多く、稲作は1934年以来の凶作となった年でもあります。

「バカヤロウ解散」とは当時の吉田茂首相が衆議院の予算委員会で、右派社会党議員西村栄一の質問に対して「バカヤロウ」と発言したことに端を発し、衆議院を解散することになってしまった事件です。この選挙で保守は減少、左派社会党が躍進しました。

「スターリン暴落」はソ連を支配してきたスターリンが重体と報じられて、3月5日に起こった株価暴落です。これによって日経平均株価は、37円80銭安の344円41銭（前日比マイナス10%）もの下げになり、市場は混乱に陥りました。下落率10%は当時最大であり、1987年のブラックマンデーまで34年間破られることはありませんでした。

1893年の出来事

この年の出来事としては、下瀬火薬の発明、大阪・神戸間の電話開通、御木本幸吉の真珠養殖成功、そして年末12月30日の衆議院解散があります。また、日清戦争(1894-95)の前年にもなります。この年は伊勢松坂の大火(約1000戸焼失)があったものの、その他には大きな災害はなく、その後の日清・日露戦争に向けて力強く進んでいった年といえます。

司馬遼太郎の「坂の上の雲」を読まれた方はおわかりだと思いますが、下瀬火薬がなければ日露戦争に勝利することはなかったと言っても、過言ではありません。また、真珠養殖の成功は、その後の大きな輸出につながりました。

1833年の出来事

あまり多くのことはわかりませんが、天保の大飢饉の始まった年になります。この時期は、地球の平均気温が下がる「小氷河期」であったと言われており、その後数年間は凶作が続き、各地で餓死者が多数出るなどの大惨事となりました。

今年はどうなる

癸巳という干支の年回りと60年前、120年前、180年前の出来事から、次のような出来事が連想されます。

- ① この後数年間に影響を与えるような、大きな発明・出来事があり、今年が大きな転換点となる。
- ② 政治的には混乱が予想される
- ③ 風水害が予想される。また、それによる農作物の不作が発生する可能性がある。
- ④ 株価についても波乱が生じる可能性がある。

金融円滑化法の廃止

干支に関係あるわけではありませんが、今年の経済的な波乱要因の一つとして3月の金融円滑化法(いわゆる返済猶予法)の廃止があります。この点について、少しふれてみたいと思います。

この円滑化法の廃止にともない、多くの会社が潰れるのではないかという憶測が飛び交っています。しかし、融資を受けている会社が潰れて困るのは、銀行も同じですので法律が廃止されたからと言って、すぐに融資を止めることはないでしょう。

実際に銀行の友人に聞いてみたところでは、地域金融機関としてはそんな無茶なことは出来ないという話でした。また、金融庁もこの廃止に危機感を持っており、法律は廃止されるものの、運用面での手当を考慮中ということです。

しかし、これまで通り銀行が元金返済猶予に応じられると考えるのは間違いです。元金の返済が全く出来ないような状態では、銀行も融資を止めざるを得ないかもしれません。

円滑化法が成立する以前より、元金の返済を猶予してもらう、いわゆる「条件緩和」という仕組みはありました。今後は円滑化法以前の状

態に戻ると考えた方が良いでしょう。

こうした環境の中では、銀行とのコミュニケーションを大切にしないと、銀行から見放される事にもなりかねません。資金繰りが厳しい会社なら日頃より月次の数字が良くても、悪くても、きちんと銀行の担当者・支店長に報告し、借入の予定についても出来るだけ早くから伝えておくことが必要となります。

また、元金返済猶予の継続を依頼するときには、元金はいくらなら払えるのかを示す資金繰り表が必要になります。こうした事態が発生した場合には当事務所がサポートさせていただきます。

ここまでは自社と金融機関との関係を述べてきましたが、円滑化法の廃止にともない、得意先が倒産するリスクも増していることを忘れてはなりません。むしろこのリスクの方が懸念されるというお客様も多いかと思います。得意先の業績が悪く、倒産する可能性があると思われたら、

- ① 取引を縮小する
- ② 弁護士と相談する
- ③ 代表者の個人保証をもらう
- ④ 不動産物件があれば抵当権を設定する
- ⑤ 生命保険契約があれば質権を設定する
- ⑥ 売掛金には債権譲渡担保、在庫には動産担保を設定する

などの方法で債権保全を図ることが必要となってきます。対策については当事務所もサポートさせていただきます。

今年の当事務所の方針

さて、このような癸巳の年ですが、当事務所においては、これまで同様、①お客様の経理処理の軽減、②お客様の資金繰りへの支援、③久納会計セミナーの開催、④贈与を中心とした相続対策の強化、⑤海外に強い事務所との連携、⑥営業の推進、といった方針を継続していきたいと考えています。何とぞよろしくお願い致します。

以上

参考文献 インターネット各種HP

安岡正篤著『干支の活学』(プレジデント社刊)